

11 平成29年度の指摘に対する改善の措置状況（県公報登載）

(1) 定期監査（延べ22箇所22件）

①健康福祉部（2箇所2件）

監査対象機関	監査結果報告年月日
熱海健康福祉センター	平成29年12月5日
【監査の結果】	
1 監査結果の区分 指摘	
2 件名 障害福祉サービス事業者の指定等に係る複数の不適切な事務処理	
3 内容 热海健康福祉センターの職員は、平成24年度及び25年度において、所内決裁を経ずに障害福祉サービス事業者の指定に係る事務処理を行うなど、複数の不適切な事務処理を行った。	
【措置の内容】	
平成25年度以降、障害福祉サービス事業者の指定に係る事務など複数の事務が本庁に移管されていますが、現在、所管する事務について、受付管理等による事務の進捗管理及び担当課長による相互確認を徹底し、決裁手続の漏れを防止するとともに、事務処理の遅延防止等、不適切な事務処理の再発防止に努めています。	
特に、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく通報等の事務処理については、文書管理の方式を改め、通報案件ごとに関連する文書を一括管理し、一連の手続の漏れがないよう簡易にチェックできる方式に変更するとともに、「保健所における措置入院業務等実施要領」（マニュアル）に沿って、台帳により毎月課長が手続の漏れ等の確認を行う取扱いを徹底し、不適切な事務処理の未然防止に努めています。	

監査対象機関	監査結果報告年月日
西部健康福祉センター	平成30年3月2日
【監査の結果】	
1 監査結果の区分 指摘	
2 件名 交通加害事故の多発	
3 内容 平成28年度に、公務中及び通勤途上における交通加害事故が4件発生していた。	
【措置の内容】	
事務所全体が一丸となって、交通安全対策に取り組む体制を整え、職員の交通安全意識の高揚や運転技術の向上によるリスクの軽減を図るなど、次のとおり、交通事故の防止対策強化に努めています。	
1 職員が持ち回りで作成する交通安全標語について、毎月開催する所内連絡会（課長以上出席）で周知し、所内に掲示するほか、総務課からの所内あて各種連絡メールに掲載するなど、職員の交通安全意識の啓発に努めています。	
2 公用車で出かける職員に対し、「安全運転で気をつけて」等の声掛けを実施しています。	
3 西部出納室主催による交通安全講習会への参加を奨励し、多くの職員が積極的に参加しています。	
4 磐田地区安全運転管理協会から送付される広報誌「安管事務局だより」や、県警本部からの「重大事故発生通報」等の情報を逐次職員に提供し、あわせて所内のデータベースにも掲載しています。	
5 各季の交通安全運動の実施時や交通事故多発警報発令時には、その都度、内容を職員に周知し、職員の意識喚起を図っています。	
6 全職員がセーフティドライブキャンペーン「チャレンジラリー150」に参加し、安全運転を心掛けています。	
7 アルコール検知器を支所及び分庁舎に配備し、「公用車運転前点検表」に酒気帯びチェック欄を設け、前日に飲酒した場合は必ずアルコールチェックを行い、運転の可否を確認してから出張しています。	
8 当所独自の「交通安全カード」を全職員に配布し、公用車運転時には車内に吊るすこととし、職員の安全運転意識の喚起に取り組んでいます。	
9 全職員に安全運転に関する職場共通目標と個人目標を記載した「安全運転宣言書」を提出させ、安全運転の意識付けを図っています。	
10 「コンプライアンス通信」を利用した交通安全防止に係る危険予知トレーニングを、各課・班単位で実施しています。	
11 使用頻度の高い公用車にドライブレコーダーを整備し、安全運転の確保を図っています。	
12 公用車の運転時の後退事故防止を図るため、同乗者は必ず降車し、安全確認することの徹底を図っています。	

②経済産業部（1箇所1件）

監査対象機関	監査結果報告年月日
農業戦略課	平成29年9月28日
【監査の結果】	
1 監査結果の区分 指摘	
2 件名 交通違反（酒気帯び運転）の発生	
3 内容 農業戦略課の職員は、平成29年5月、公務外において酒気帯びの状態でミニバイク（原動機付自転車）を運転した。	
【措置の内容】	
本件発生後直ちに、経済産業部として「部内臨時局長会議」「部内臨時所属長会議」を開催し、逮捕に係る事実報告と、繩紀の厳正保持についての指示を行いました。具体的には、重大な交通事犯を起こすことがないよう所属内への周知を徹底すること、また、課内ミーティングなどを通じ、再犯防止に向けた意識付けをきちんと行うことなどです。	
農業戦略課においても、臨時の課内会議を開催し、前述の事実報告及び指示を、農業戦略課長から各課員に対して直接行いました。その後も、親睦会開催時における帰宅方法の確認などの措置を行っております。	
今後も、課内ミーティングなどを通じて、飲酒運転防止や交通安全に関する意識の向上について継続的に呼びかけ、再発防止に努めてまいります。	

③交通基盤部（7箇所7件）

監査対象機関	監査結果報告年月日
下田土木事務所	平成30年3月26日
【監査の結果】	
1 監査結果の区分 指摘	
2 件名 建設工事現場等における第三者事故等の多発	
3 内容 平成28年度及び29年度に実施した建設工事等で第三者事故（物損）及び工事等の関係者事故が8件発生していた。	
【措置の内容】	
建設工事現場等における第三者事故等の多発については、まず、事故発生の原因に関係なく、事故後には事務所内で建設工事安全管理推進委員会を開催することとしました。同委員会では、事故の原因把握、再発防止策を検討し、作業安全対策、安全教育の強化について受注者に指導注意を行い、受注者による再発防止対策の履行を監督員が確認した上で工事を再開させることとしました。	
多発する第三者事故については、今年度より、工事の進め方を改めて見直すこととし、水道管破損等の物損事故が多いことから、埋設物が予想される箇所の工事に際しては、埋設物の確認について、道路占用台帳のみではなく、必ず県、受注者と埋設管理者による現地立会を行うこととし、埋設位置、管径及び埋設深さを確認した上で、受注者が施工手順、位置図及び横断面図を作成し、それを書面により提出させることとしました。	
また、トンネル補修工における2件のモルタル漏れ事故については、施工前に目視による確認を行っていましたが、目視では確認できなかった弱部からモルタル漏れが発生していたことから、ハンマーによる打音調査を追加実施し、異常があった箇所については、表面のモルタルを除去し、補修等を行い、必要に応じて閉塞プレートを使用した後にモルタル注入を行うこととした。	
なお、同一業者による複数事故が2件あったことから、事務所長の「文書注意」「口頭注意」の重い措置をとるとともに、「安全訓練等でヒヤリハット事例や工事事故事例集を活用し会社の作業員を含めた安全意識の向上を図ること」を具体的に指示し、今まで以上に安全管理に努めるよう強く指導いたしました。	
今後も上記の対策を引き続き行い、事故防止に努めます。	

監査対象機関	監査結果報告年月日
熱海土木事務所	平成30年3月2日
【監査の結果】	
1 監査結果の区分 指摘 2 件名 盗撮事件の発生 3 内容 热海土木事務所の職員は、平成27年8月及び28年3月、女性のスカート内を撮影する盗撮行為を行った。	
【措置の内容】 平成29年9月に所属長から職員に対してメールにより、常に公私にかかわらず県職員としての自覚、服務規律の厳正な保持に努めるとともに、自らの行動が公務全体の信用に影響を与える可能性があることを認識して、節度ある行動に心掛けよう注意喚起を図りました。 また、定例課長会議においては、次長、技監及び各課長に対して、静岡県職員倫理規則第2条に定める倫理行動規準を改めて認識させ、綱紀の厳正保持の高揚に努めました。 今後は、管理職への指導監督を徹底し、コンプライアンス意見交換会等を通して、ストレスのない風通しの良い職場作りに努め、再発防止を図ります。	

監査対象機関	監査結果報告年月日
沼津土木事務所	平成29年12月5日
【監査の結果】 1 監査結果の区分 指摘 2 件名 特別休暇取得に係る虚偽申請 3 内容 沼津土木事務所の職員は、平成27年11月30日から12月2日までの3日間、母親の看護という虚偽の理由を申請し、不正に特別休暇（看護休暇）を取得した。	
【措置の内容】 平成29年3月15日付けの当該職員に対する懲戒処分等を受け、同日、臨時課長・支所長会議を開催し、改めて特別休暇の適正な申請と綱紀の厳正保持の徹底を全職員に対して指示しました。 また、特別休暇の申請があった際は、課長及び支所長が本人から直接申請の理由を聴取し、必要に応じて理由の裏付けとなるものを提示させて確認するよう徹底し、再発防止に努めています。	

監査対象機関	監査結果報告年月日
富士土木事務所	平成29年9月28日
【監査の結果】 1 監査結果の区分 指摘 2 件名 交通事故事故の多発 3 内容 平成28年度に、公務中及び通勤途上における交通事故が4件発生していた。	
【措置の内容】 交通事故事故の発生時、所長が、事故を起こした職員に厳重注意をするとともに、定例課長会議で、交通安全の徹底と交通事故防止に万全の注意を払うよう指示しました。 また、平成29年2月に、駐車場での事故が続いたため、交通安全緊急対策会議を開催し、注意喚起をするとともに、3月末まで、職員退勤時等の交通事故防止の声掛け運動を実施しました。 さらに、平成29年7月から、各課単位で、毎朝、職員が交代で「ゆとりをもって運転を」、「車庫入れ注意！」等の表示板を今日の目標として周知し、意識啓発を図っています。 今後とも、一層の交通安全意識の向上と綱紀の厳正保持を図り、交通事故の防止に努めます。	

監査対象機関	監査結果報告年月日
島田土木事務所	平成30年3月2日
【監査の結果】	
1 監査結果の区分 指摘 2 件名 建設工事現場等における第三者事故及び工事等の関係者事故の多発 3 内容 平成28年度及び29年度に実施した道路改築工事等で第三者事故（物損）が7件、工事等の関係者事故（人身）が9件発生していた。	
【措置の内容】	
<p>工事事故が発生した場合は、事故の程度にかかわらず、所長を委員長、所内課長以上職員・検査監を委員とする建設工事等安全管理推進委員会を速やかに開催し、事故の発生状況・原因の所内周知と再発防止の措置についての検討を行い、請負業者に対して文書注意や指導注意等を行っています。</p> <p>また、請負業者全体に対しては、建設業協会等に工事現場での安全対策の徹底について文書で通知するとともに、県や当事務所で作成した事故事例集等の資料を提供しています。</p> <p>加えて、増加傾向にある第三者物損事故の防止対策としては、受注者に対し、架空線等の支障物件の場所・高さ・種類を工事着手前に調査して結果を担当監督員へ報告するよう従来指導を行っていますが、監査後、各監督員に対しても、受注者に報告を徹底させるよう指導しました。また、島田建設業協会と合同で行う安全パトロールを平成29年度は、2月末までに9回、15班の編成で実施し、予告なしで行う工事現場の安全パトロールは、計43回実施しました。</p> <p>工事事故防止に関しては、建設業協会会員を対象とする安全講習会を7月と2月の2回行っています。平成30年2月開催の講習会は、施工中の請負業者121社を集めて、所長、次長（技術）、各課長、班長、検査監が出席して、工事事故事例から、発生の状況を説明し、注意喚起を呼び掛けるとともに、発注者・受注者間で事故防止に向けた意見交換を行いました。</p> <p>今後も上記の対策を引き続き行い、事故防止に努めてまいります。</p>	

監査対象機関	監査結果報告年月日
袋井土木事務所	平成29年9月28日
【監査の結果】	
1 監査結果の区分 指摘 2 件名 建設工事現場等における第三者事故等の多発 3 内容 平成28年度に実施した建設工事及び業務委託において、第三者事故（物損事故）及び工事等の関係者事故が12件発生していた。	
【措置の内容】	
<p>工事事故が発生した場合は、第三者事故か否かにかかわらず、所内の課長級以上職員と検査監を委員とした「建設工事等安全管理推進委員会」を速やかに開催し、個別に事故発生の原因と再発防止の措置について検討し、請負業者に文書注意や指導注意等を行っています。</p> <p>また、請負業者全体に対しては、建設業協会等に工事現場での安全対策の徹底について文書で通知しており、県や当事務所で作成した事故事例集等の資料も提供しています。加えて、平成28年度行った「工事事故撲滅プロジェクト」により始まった『工事事故防止に関する特記仕様書』（現場周辺のハザードマップの作成、掲示といった事項含む）の添付等の対策を継続して行っています。</p> <p>その他、予告なしで行う工事現場の安全パトロールを月2回のペースで定期的に行っています。</p> <p>平成29年度上半期は、不定期のものも含めると実施日数21日、累計参加人数69名、延べ117箇所の工事現場で安全パトロールを行いました。今後は、袋井建設業協会、磐田労働基準監督署、当事務所の3者による合同パトロールの実施も2回計画しています。</p> <p>さらに、工事事故防止に関する講習会を、建設業協会が主催する講習会への参加も含めて9月末までに3回開催しました。このうち、7月に開催した講習会においては、第三者事故の防止に重点をおいて、「建設工事公衆災害防止対策要綱」の解説を行いました。</p> <p>なお、例年下半期には発注件数の増加に伴い、工事事故が増加する傾向が見られるため、今後も上記の対策を引き続き行い、事故防止に努めていきます。</p>	

監査対象機関	監査結果報告年月日
浜松土木事務所	平成29年12月5日
【監査の結果】	
1 監査結果の区分 指摘	
2 件名 河川占用料の徴収誤り	
3 内容 占用許可要否の適用誤りにより、平成23年度から27年度までに占用料の誤徴収が発生していた。	
【措置の内容】	
徴収誤りによる過徴収分は、占用者に説明の上、平成29年3月29日に全額還付しました。	
再発防止策として、河川・海岸占用料等取扱点検表に基づき、複数の職員による確認を徹底しています。	
特に、国の許可案件に係る占用料の徴収については、国に対して詳細な添付図書を求め、許可内容を再確認し、占用料の徴収対象を明確にして算定しています。	
また、申請書における用語を統一し、適用区分の誤りを防止するため、平成29年度から静岡県河川管理条例に基づく物件名称により申請を行うよう、電力会社に対し指導しています。	
今後も引き続き、上記の対策を徹底し、占用料の適正な徴収に努めます。	

④教育委員会（10箇所10件）

監査対象機関	監査結果報告年月日
教育総務課	平成29年9月28日
【監査の結果】	
1 監査結果の区分 指摘	
2 件名 交通違反（酒気帯び運転）の発生	
3 内容 教育総務課の職員は、平成29年4月、公務外において酒気帯びの状態で乗用車を運転し、交差点で一時停止していた前方車両に追突する物損事故を起こした。	
【措置の内容】	
本案件を受け、次のとおり教育委員会事務局及び学校に指導をしました。	
1 事案発生の翌日、本庁各課長による臨時課長会を開催し、教育長から事案の概況説明をし、全職員が、不祥事根絶に向けた意識の徹底を図るよう指示しました。	
2 事案発生の翌朝、事務局全職員及び全教職員へメール等により飲酒運転再発防止の注意喚起を実施しました。以降、定期的に注意喚起メールを事務局全職員へ配信しています。	
3 平成29年6月を飲酒運転根絶取組月間として設定し、県教育委員会より校内研修資料「飲酒運転根絶に向けて」を配布し、事務局及び小中学校、高等学校、特別支援学校において研修を実施しました。	
4 平成29年6月から、県立学校全教職員向けにパソコンネットワークの利用によるeラーニング研修（交通事故削減プログラム）を実施しています。以降、毎月1日にプログラムを更新し、受講を呼びかけています。	

監査対象機関	監査結果報告年月日
伊豆総合高等学校	平成30年3月2日
【監査の結果】	
1 監査結果の区分 指摘	
2 件名 住居侵入等及び窃盗事件の発生	
3 内容 県立土肥高等学校（現県立伊豆総合高等学校土肥分校）の教諭は、平成28年9月、金品窃取の目的で伊豆市内の邸宅に侵入し、現金約40万円等を窃取した。また、平成28年10月、伊豆市内の住宅に侵入し、現金4万円を窃取した。さらに、平成27年10月頃から29年2月頃までの間、勤務時間内外に教員及び生徒が所有又は管理する現金479,609円を窃取した。	
【措置の内容】	
1 適正かつ安全な現金管理について 校内での現金紛失が発生した直後の平成27年11月より、職員会議、朝の職員打合せ、生徒集会等で、改めて以下の事項について徹底を図りました。 (1) 職員に対しては、生徒からの徴収金等は、預金口座に速やかに入金すること、止むを得ず現金を保管する場合は、事務室の金庫に預けること。 (2) 職員個人の現金は、準備室等では保管せず、無人となることのない職員室で保管すること。 (3) 生徒に対しては、必要以上の現金を学校に持参しないこと、現金による集金がある場合は、登校後速やかに教員に提出すること。	
2 校舎管理の徹底について (1) 平成28年6月以降、使用しない部屋の施錠を更に徹底しています。 (2) 平成28年7月、貸出用の鍵の安全性を確保するために、玄関出入り口の鍵はナンバー登録されたものに、キーボックス、職員室、事務室の鍵は複製が困難なものに変更しました。あわせて、貸出キーの保管場所を金庫内に変更しました。 (3) 平成28年7月、管理職が、週休日等の校舎の使用状況を正確かつ詳細に把握できるように、「休日勤務用貸出キー借用申請書」の様式を変更しました。 (4) 平成28年10月、職員が所有している鍵の保有状況を把握するために、鍵の管理簿を作成しました。	
3 職員の意識改革について (1) 平成29年4月15日の当該教諭の逮捕報道を受け、平成29年4月17日に臨時職員会議を開き、事実関係の共通理解を深め、当事者意識を持つよう指導しました。 (2) 平成29年度以降は更に、管理職が教職員からの情報に迅速に対応すること、年度当初面談を利用して、若手教職員が相談しやすい環境づくりと、校内のコミュニケーションの円滑化に努めています。 (3) 平成29年度不祥事根絶取組十画において、4月、5月の早い時期にコンプライアンスに関する研修を取り入れ、教職員の意識改革に努めました。平成30年度は、「教職への誇り・使命感の醸成、向上心を持ち続けることの意義」を重点テーマとして研修を実施する予定です。	

監査対象機関	監査結果報告年月日
沼津工業高等学校	平成29年7月14日
【監査の結果】	
1 監査結果の区分 指摘 2 件名 旅費の不正受給と自家用車の不適切な使用 3 内容 沼津工業高等学校の教諭は、平成24年度から27年度にかけて合計38回、部活動に係る出張をした際、公共交通手段を用いて移動すると届け出ていたにもかかわらず、実際は自家用車を使用することにより、偽って交通費を不正に受給する行為を行った。また、その不正受給行為に伴い、自家用車の公務使用に関する要綱で禁止されているにもかかわらず、生徒を同乗させる等の行為を併せて行った。	
【措置の内容】	
<p>本件については、活動に必要となる資材の運搬や交通の便宜を図るために、公共交通機関での出張扱いのまま自家用車を使用し、旅行命令を変更する場合の事前修正や復命時の修正を怠ったことが原因です。本人への聞き取りから出張に関するルールへの認識が不十分であることが判明したため、制度を十分認識し遵守するよう、本人に対して校長より、複数回指導しました。</p> <p>また、平成28年8月から次の取組を実施するとともに職員に対する旅費制度の説明の機会を増やし、再発防止に努めています。</p> <p>なお、不正受給額につきましては平成28年12月に全額返済しています。</p> <p>1 全職員に平成28年8月4日職員会議で平成27年8月28日教高第422号「教職員の旅費の不正受給の防止と綱紀の厳正保持について」の文書配布と併せて、出張及び自家用車の公務使用における留意点について説明しました。</p> <p>2 職員の意識改革を目的として、平成28年9月から出張復命書に出張方法変更の有無申告欄を設置し、職員会議でその趣旨を周知しました。</p> <p>3 平成29年2月6日朝の打ち合わせで旅行命令簿の様式変更の説明と併せて、高校教育課人事班よりの資料「知らないでは済みません。出張書類は適正に！」を用いて、事前申請と異なる出張をした場合の処理、自家用車出張の事前申請の徹底、生徒同乗の禁止等出張に関するルールを具体的に説明しました。</p> <p>4 平成29年4月11日新任者オリエンテーションで出張に関する留意点を説明しました。</p> <p>5 職場のリレー研修で旅費不正受給について具体例と共に説明しました。</p> <p>6 平成29年7月職員会議で出張に関する留意点について具体例を挙げ注意喚起しました。</p> <p>7 今後も定期的に旅費制度の説明や研修を実施していく予定です。</p>	

監査対象機関	監査結果報告年月日
吉原高等学校	平成29年7月14日
【監査の結果】	
1 監査結果の区分 指摘 2 件名 盗撮事件の発生 3 内容 平成27年7月、吉原高等学校の教諭がプール更衣室にいる女子生徒の姿態を盗撮する目的で、更衣室のロッカーアップに段ボール箱に入れて隠匿した小型カメラを設置し、生徒に発見される事件が発生した。	
【措置の内容】	
<p>事件のあった平成27年7月16日には、警察署に被害届を提出しました。全教職員、生徒に対しては平成27年7月21日の臨時全校集会で、生徒保護者には7月22日の臨時保護者会で、本件の概要について説明しました。</p> <p>また、平成27年8月末までにプール更衣室出入口付近へ防犯灯を設置し、プール更衣室の鍵を取り替え、鍵の管理を徹底するなど安全対策を強化しました。</p> <p>事件を起こしたのが本校の職員であることが発覚し、その処分が発表された翌日、平成28年7月7日の朝の職員会議で、校長から本件の重要性と綱紀の厳正保持、倫理意識の徹底について訓示するとともに、保護者あてに文書で信頼回復と地域の期待にこたえる学校づくりに教職員一丸となって取り組んでいく決意を伝えました。</p> <p>その後も毎月の職員会議で不祥事根絶に向けた校内研修を実施しており、今後も継続的に実施していくことで、再発防止に努めてまいります。</p>	

監査対象機関	監査結果報告年月日
富士東高等学校	平成30年3月2日
【監査の結果】	
1 監査結果の区分 指摘	
2 件名 交通加害事故の多発	
3 内容 平成28年度に、公務中及び通勤途上における交通加害事故が4件発生していた。	
【措置の内容】	
<p>校長から、当該職員への厳重注意と指導を行いました。</p> <p>また、職員全体には、交通事故を起こさないために、安全運転に対する職員の意識改革を図るよう、以下のような対策を講じています。</p>	
<p>1 職員の意識改革</p> <p>(1) 平成28年度に、事故が発生した都度、直近の職員会議や朝の打合せにおいて、職員全体に向けて、校長や副校長から安全運転や事故防止への呼びかけを行いました。</p> <p>(2) 平成29年4月の職員会議において、交通事故ゼロに向けて学校全体で取り組むよう、あらためて意識の徹底を図りました。</p> <p>(3) 平成29年6月に保険会社による自動車事故削減講習会を職員研修として実施しました。</p> <p>(4) 職員全体に平成29年9月の職員会議で、校長から交通安全に対する注意喚起を行い、交通規範の遵守と事故の未然防止の重要性を周知・徹底しました。</p> <p>(5) 県教委eラーニング「事故削減プログラム」の毎月の配信があった都度、朝の打合せにて受講を指導しました。</p> <p>(6) 飲酒が増える時期や長期休業前には飲酒運転の撲滅と事故防止について注意喚起を行いました。</p>	
<p>2 今後の防止対策</p> <p>(1) 平成30年度に「交通安全対策」についての職員全体研修を、6月・8月に実施することを予定しており、特に保険会社の自動車事故削減講習会を実施することで、交通安全意識の徹底を図り、生徒・県民の規範となるよう努めます。</p> <p>(2) 職員会議等において、eラーニング中にある「安全運転ニュース」を活用して、安全運転意識の向上に努めます。</p> <p>(3) 県教育委員会からの「交通安全ニュース」等を活用して職員全体に交通安全についての啓発を行っていきます。</p> <p>(4) アルコール検知器での検査、飲酒の機会での呼びかけ、不祥事根絶自己チェックについて、継続して注意喚起を行っていきます。</p>	

監査対象機関	監査結果報告年月日
静岡高等学校	平成29年7月14日
【監査の結果】	
1 監査結果の区分 指摘	
2 件名 指定薬物所持事件の発生	
3 内容 静岡高等学校の教諭は、平成28年7月、駐車中の車内及び自宅において、指定薬物である亜硝酸イソブチルを含有する液体を持ち、逮捕された。	
【措置の内容】	
<p>事件判明後、逮捕当日に直ちに生徒及び保護者に対して謝罪及び経緯を説明するとともに、三者面談や終業式（平成28年7月下旬）において、再発防止とあわせ、当該教諭が担当する授業、クラス運営等において生徒が不利益を被ることがないよう学校として責任をもって対応することを、口頭や文書で伝えました。平成28年9月には再度の謝罪と校務分掌の変更等について文書にて伝えました。</p> <p>職員に対しては、不祥事根絶に関する研修会の開催（平成28年7月、9月、平成29年1月）、学校薬剤師や警察官による薬物乱用防止に関する薬学講座の開催（平成28年12月）、その他職員会議や職員面談等の機会を利用して、繰り返し注意喚起を行っています。</p>	

監査対象機関	監査結果報告年月日
静岡商業高等学校	平成30年3月2日
【監査の結果】	
1 監査結果の区分 指摘	
2 件名 窃盗事件の発生	
3 内容 静岡商業高等学校の教諭は、平成29年3月、静岡市内の量販店において文房具や医薬品等を万引きした。	
【措置の内容】	
1 臨時の職員会議等の開催 事案発生翌日の朝、緊急職員会議を開催し、校長より職員へ事情を説明すると同時に教職員としての自覚と不祥事根絶に向けた取り組みについて改めて訓誡を行いました。その後、本人が担任をしていたクラスの朝のホームルームに校長、学年主任、副担任が訪れ謝罪をしました。さらに同日の学年末試験終了後、生徒向けの緊急集会を開き、校長から事情説明及び謝罪をするとともに、保護者宛に文書で謝罪をしました。また懲戒処分が公表された平成29年6月にも文書で「本校がより良い学校になるよう、教職員一丸となって教育活動に取り組み、信頼回復に努めていく覚悟である。」旨を伝えました。	
2 不祥事根絶に向けた取組 毎月、職員会議の前に、不祥事根絶に向けた研修会を実施し、教育公務員としての責任感と使命感の高揚を図ってきました。特に懲戒処分が公表された平成29年6月には、事例研究として「窃盗」について取り上げ、研修を行いました。また、教職員への日常の声掛けを意識し、職場内でのコミュニケーションを十分に図り、職員の悩み等に早い段階から寄り添えるような環境づくりに努めています。今後も不祥事根絶を呼びかけ、職員一丸となって綱紀粛正に取り組んでまいります。	

監査対象機関	監査結果報告年月日
富士特別支援学校	平成30年3月2日
【監査の結果】	
1 監査結果の区分 指摘	
2 件名 交通違反（酒気帯び運転）の発生	
3 内容 富士特別支援学校の教諭は、平成28年10月、公務外において酒気帯びの状態で乗用車を運転した。	
【措置の内容】	
1 交通規則遵守についての注意喚起 (1) 平成28年度当初の職員会議で校長から職員に安全運転、防衛運転への意識をいっそう高め交通事故ゼロに向けて全力で取り組むことへの注意喚起をしました。 (2) 交通違反（酒気帯び運転）発生の翌日の朝の打ち合わせにおいて、校長から職員に事案の概況説明があり、飲酒運転再発防止の注意喚起をしました。 (3) 平成29年度当初の職員会議で校長から職員に交通事犯及び不祥事根絶に向けて全力で取り組むことへの注意喚起をしました。 (4) 平成29年4月、職員に「飲酒や車の運転に関するチェックシート」を配布して安全意識の向上を図りました。また、通勤途上の危険箇所の確認を個々に行い、安全運転自己目標を記載し、常に意識できるよう机上に掲示しました。 (5) アルコール検知器を職員室に配置し、抽出検査を実施しました。また、必要に応じて職員に貸出しました。 (6) 年末の交通安全県民運動にあわせ、飲酒運転根絶に向けたグループワークを行い、飲酒運転根絶の意識を共有しました。 (7) 監査結果公表後の朝の打ち合わせで校長から職員に対して、監査で「指摘」となったことを伝え、今後における交通事犯根絶及び安全運転意識の向上について注意喚起をしました。	
2 今後の防止策 (1) 平成30年4月、職員に「飲酒や車の運転に関するチェックシート」を配布して安全意識の向上を図ります。また、通勤途上の危険箇所の確認を個々に行い、安全運転自己目標を記載し、常に意識できるよう机上に掲示します。 (2) 平成30年度当初の職員会議で校長から職員に交通事犯及び不祥事根絶に向けて全力で取り組むことへの注意喚起をします。 (3) 平成30年6月、不祥事根絶月間を設定し、事例研修を実施します。 (4) 静岡県警察本部・富士警察署・静岡県教育委員会等から提供される交通安全に関する情報を朝の打合せや学校掲示板でタイムリーに伝えていきます。 (5) 週末の朝、数人に週末の安全運転の心構えを話してもらいます。また、帰りの校内放送では、防衛運転の励行を呼び掛けていきます。 (6) 県の交通安全運動期間、年度始め、学期始め等区切りの時期の始まる前に安全運転、防衛運転の意識を喚起していきます。	

監査対象機関	監査結果報告年月日
藤枝特別支援学校	平成30年3月2日
【監査の結果】	
1 監査結果の区分 指摘	
2 件名 交通加害事故の多発	
3 内容 平成28年度に、公務中及び通勤途上における交通加害事故が4件発生していた。	
【措置の内容】	
<p>交通事故を未然に防止するため、教職員一人ひとりの安全運転に関する意識の高揚や運転技術の向上によるリスクの軽減を図るなど、以下のとおり様々な交通事故の防止対策に取り組んでいます。</p> <p>なお、平成29年度は新たな取組として学年主任の「交通安全リーダー」としての位置づけを強化し、1～3を実施しています。今後も交通加害事故撲滅に向け様々な取組を実施していきます。</p>	
1 学年主任等を交通安全リーダーとして位置づけ、事故事例に学ぶ研修（グループワーク）を学年単位で行い、教職員一人ひとりの気付きや決意をまとめて管理職に報告しています。	
2 毎月10日、20日、30日の「事故〇の日」には交通安全リーダーから各学年に指導と呼びかけを行っています。	
3 「アルコールチェッカー」の試行と「飲酒運転防止」の呼びかけを交通安全リーダー中心に行っています。	
4 志太地区の交通事故発生箇所を職員室に貼り出して注意喚起すると共に、それらの事故が起きた状況について解説し、「追突事故」「巻き込み事故」防止に対する理解を図りました。	
5 週に3回、朝の打ち合わせ時に、教職員が交代で交通事故・ヒヤリハットの体験談や安全運転について普段心がけていることなどのスピーチを行い、教職員の安全運転意識向上を図っています。	
6 職員室内に交通加害事故が何日起きていないかを表す「ムジコメーター」及び交通標語を設置し、達成目標等の見える化を図っています。	
7 損害保険会社による安全運転に関する講習及び運転者の適性をチェックするなど、教職員の運転に関する知識・技能の確認を行いました。	
8 過去5年間の教職員の交通事故の原因、発生月、時間帯を分析し、教職員に注意を促しました。	
9 管理職などをメンバーとする企画会等の校内会議において、交通事故の発生状況や事故防止策について情報共有を行い教職員に伝達しています。	
10 春・夏・秋・年末の交通安全期間中に、管理職等が街頭指導を実施し、安全運転意識の向上を図っています。	
11 セーフティチャレンジラリーに運転者全員が参加すると同時に、期間中、校内でも無事故無違反者の表彰をしています。	
12 教職員の意識改善のため、「かもしれない運転」や「二段階停止」など、安全運転に関する情報提供を実施しています。	

監査対象機関	監査結果報告年月日
中央特別支援学校	平成30年3月26日
【監査の結果】	
1 監査結果の区分 指摘	
2 件名 窃盗事件の発生	
3 内容 中央特別支援学校の教諭は、平成29年8月、静岡市内のリサイクル店においてゲームソフトを万引きし、現行犯逮捕された。	
【措置の内容】	
<p>事件当日の平成29年8月22日に、臨時職員会議を行い、校長から事件の概要を説明し、職員へ綱紀の厳正保持の徹底について訓示するとともに、児童及び生徒の保護者へは本件の概要についてのメールを送信しました。2学期の始業式には、校長から児童及び生徒に対して本件の説明と謝罪を行ったほか、当該職員の担当する学年保護者へは、校長が直接謝罪しました。</p> <p>当該職員が県教育委員会による懲戒処分申し渡しを受けた平成29年12月25日には、校長が職員の自宅に出向き、本人等に本件による社会的責任の重大性や停職が自戒や反省を求める期間であることを説明し、一層の猛省を促しました。その後、校長は学校へ戻り、臨時会議を行い、職員へ倫理意識の徹底を促しました。3学期の始業式には、保護者に対して本校職員が懲戒処分を受けたことの報告及び謝罪に関する文書を配付しました。</p> <p>停職中である当該職員への対応としては、管理職が自宅に出向き本人と面談を行い、体調や生活の様子等を確認しながら指導しています。</p> <p>その他、校内不祥事根絶の取組として以下のとおり実施しています。</p>	
1 不祥事案件に精通した県教育委員会人事担当を講師とした研修会を実施し、職員一人一人のコンプライアンス意識の高揚に努めています。	
2 職場でのストレスが不祥事やトラブルの発端となることがあるため、いたわりがあり、風通しのよい職場環境を育てるため職員間での声掛け運動の取組を強化しています。	
3 管理職は、ストレスを抱える職員との相談・面談を実施し、悩みを一人で抱え込まないことや心のバランスに配慮しています。	

⑤機関名非公表（2箇所2件）

監査対象機関	監査結果報告年月日
機関名非公表	平成30年3月2日
【監査の結果】	
1 監査結果の区分 指摘	
2 件名 わいせつ行為の発生	
3 内容 県中部の県立高等学校の主任技能員は、平成29年6月から8月にかけて、女性職員のスカートをめくるなどのわいせつ行為を行った。	
【措置の内容】	
1 平成29年10月5日、職員会議において、校長から全職員に対し事案の説明をし、人権を侵害する行為はあってはならないことを訓示しました。また、教育公務員としての自覚を再認識することを全職員に求め、服務の厳正保持について厳重に注意しました。	
2 平成29年10月25日、職員会議にて副校長が「信頼にこたえる」、「セクシュアル・ハラスメント」の資料を用いて「不祥事根絶研修」を実施しました。職場における秩序や相手の気持ちに反した言動など、同僚に対するセクハラについてチェック方式で確認し、不祥事根絶の自覚を深めました。	
3 平成29年11月22日、職員会議にて、副校長が「セクハラ・わいせつ行為の根絶」について研修を実施しました。職員が自身の行動を振り返る機会を設け、意識の高揚を図りました。	
4 平成29年12月21日、職員会議にて、副校長が「綱紀の厳正保持等について」研修を実施しました。セクハラはもとより、その他の不祥事の根絶についても再認識し、綱紀の厳正保持について理解を深めました。その後も月1回以上の不祥事根絶研修を行っています。	
<p>今後も職員会議や研修において、不祥事根絶に対する全職員の意識の高揚を図るとともに、職場内の相談体制を強化し、職員同士のコミュニケーションを図り、不祥事を未然に防ぐよう、再発防止に取組んでいきます。</p>	

監査対象機関	監査結果報告年月日
機関名非公表	平成29年12月5日
【監査の結果】	
1 監査結果の区分 指摘	
2 件名 セクシュアル・ハラスメント行為の発生	
3 内容 県立特別支援学校の主任教員は、平成27年10月及び平成28年5月、8月、複数の女性職員に対して、不意に抱きしめるなどのセクシャル・ハラスメント行為を行った。	
【措置の内容】	
1 平成29年1月に校長が職員に対し、次の(1)から(3)のとおり改善措置をしました。	
(1) 今回の不祥事を教訓とすることを要請しました。	
(2) 不祥事根絶への高い意識を継続して維持することを要請しました。	
(3) 学校経営計画の基本を「人を大切にすること」「安心安全」とし、防災・防犯・不祥事根絶を組み入れることへの協力を要請しました。	
2 平成29年1月の不祥事の公表後から次の(1)から(5)の取組を実施し、セクシュアル・ハラスメントの発生の防止に努めています。	
(1) 不祥事が発生する以前から行ってきた「人を大切にする」をキーワードとした校長講話を職員会議や幹部職員会議、分掌課長会議、朝の打合せ等折に触れ継続して行っています。	
(2) 自校の成果や強みを挙げ、土気の高揚や課題解決に向けた連帯感を醸成することで、より良い職場環境や人間関係をつくり、職員相互が関心を払うよう促しています。	
(3) 学校教育目標や学校経営計画に「人を大切にする」というキーワードを多用し、自らの規範意識の高揚や綱紀粛正を促しています。	
(4) 人事評価面談において、自他のセクシュアル・ハラスメント被害の情報の有無を確認するとともに情報を入手した場合は、迅速に報告するよう促しています。	
(5) 懲戒処分が報告された都度、直近の朝の打合せ等で印刷物を配布する等し、綱紀粛正を促しています。	

(2) 隨時監査（2箇所3件）

① 警察本部（2箇所3件）

監査対象機関	監査結果報告年月日
警務部監察課	平成29年9月28日
【監査の結果】	
1 監査結果の区分	指摘
2 件名	虚偽有印公文書作成・同行使事案の発生
3 内容	県東部の警察署に勤務する警察官は、平成29年2月、事実と異なる内容を交通事件原票に記載して作成し、担当課に提出した。
【措置の内容】	
本事案は、地域警察業務から長期間離れていた警察職員による非違事案であることから、発生所属では、こうした警察官が交番等に配置となった際には、交番勤務に必要な実務のノウハウを業務指導するなどの対策を講じました。	
また、本部監察課による巡回指導、本部交通指導課による業務指導など取組を強化し、同種事案の再発防止に努めています。	
【監査の結果】	
1 監査結果の区分	指摘
2 件名	窃盗事案の発生
3 内容	県東部の警察署に勤務する警察官は、平成29年3月、一般住宅において現金約5万円を窃取した。
【措置の内容】	
本事案は、個人の財産の保護を責務とする警察職員による窃盗事案であることから、警察本部では、監察課による巡回指導、発生所属では、署長訓示、職員を小グループに分けたディスカッションを開催するなどの取組を強化し、警察職員が保持すべき職務倫理の保持の再徹底を図りました。	
また、同種事案の再発を防止するため、署長、副署長等による職員の個々面接を通じ、個々の職員が抱えている心配事や悩み事を解消するための指導にも努めています。	

監査対象機関	監査結果報告年月日
細江警察署	平成29年12月5日
【監査の結果】	
1 監査結果の区分 指摘 2 件名 準強制わいせつ及び特別公務員暴行凌辱事案の発生 3 内容 細江警察署に勤務する警察官は、被害者の女性に対し、所持品検査を行うと称し着衣の上から執拗に身体に接触する等のわいせつ行為を行った。	
【措置の内容】	
(発生所属における措置)	
1 署員の逮捕事案を受け、署長から署員に対し、非違事案の再発防止及び住民の信頼回復に向け、着実かつ基本に徹した職務執行を指示しました。 2 地域部長通達及び緊急ブロック別地域官・地或課長会議を受け、地或課長から地域警察官全員を対象に、各種報告の徹底など適正な職務執行に向けた具体的な教養を実施しました。 3 若手地域警察官を対象とした小集団討議を実施し、当該非違事案に係る原因や反省点、更には再発防止策について同年代目線での検討を行いました。 4 各課長による課員の個々面談を実施し、署員の身上把握・指導に努めました。 5 交番等への巡回強化に際し、その項目に勤務状況など業務の確認だけでなく、公私における悩みや不安、身上に関する事項の聴取など非違事案防止に関係する項目も加えました。	
(警察本部における措置)	
1 地域警察官に向けた通達の発出 適正な職務執行、職務質問及び基本の遵守に関する地或課長通達を発出しました。 2 各級幹部に対する会議の開催 特別ブロック別警察署長会議を開催し、本部長以下各部長等から各種指示を行うとともに、緊急ブロック別地域官・地或課長会議を開催し、非違事案の再発防止に向けた具体的な指示を行いました。 3 巡回指導の強化 若手地域警察官に本部指示事項の浸透を図るため、本部員による交番等への巡回指導を強化しました。 4 身上把握等の徹底について指示 本部を含む全所属に対し、改めて規律の厳正な保持、基本の再確認と厳守、身上把握について徹底するよう指示しました。	